

介護保険法改定

“混合介護”は
地域包括ケアと
両立するか

介

介護保険は、保険外サービスとの組み合わせ利用を認めるのに、いま、なぜ「混合介護の弾力化」が論じられるのか。その対象は主に生活支援だが、地域包括ケア体制による「互助」で整えるはずではなかったのか。

上乗せ型と併用型

介護保険法は現物（サービス）給付の制度である。

ただし、医療保険とは異なり、給付に上限を設ける。その線引きのため在宅では要支援・要介護ごとに支給限度基準額が定められた。要支援1の約5万円相当から要介護5の約36万円相当まで金額でサービスの使用範囲を示す。施設では要介護度ごとの定額報酬の範囲でサービスを提供する。

在宅で限度額を超えても自己負担で保険外の「上乗せ利用」はできる。また、限度額内でも保険外のサービスを自己負担で「併用利用」もできる。

ところが、昨2016年9月、公正取引委員会は「介護分野に関する調査報

告書」で「混合介護の弾力化」を提案した。

次いで政府の「規制改革推進会議」も「介護サービス改革」として、保険と保険外の柔軟な組み合わせを提唱した。東京都豊島区は国家戦略特区制度の適用を申請し、18年度にも「混合介護」の導入を目指す、という。

“公私混同”は難しい

「上乗せ利用」は可能だが、支給限度を超えてサービスを利用する人は総数のわずか1.3%に過ぎない（厚労省15年5月分調査）。サービスの平均的な利用自体が軽度者では限度額の4割、重度者も同6割程度に止まる。

「併用利用」はややつこしい。たとえば、利用者の食事とは別に保険外の家族用を作る際は、調理時間を明確に区切ったり、ホームヘルパーを交代させたりする。利用者本人の部屋以外を掃除する場合も別の時間帯にする等の工夫がある。この区分けが保険者（市町村）の判断で異なり事業者や利用者は戸惑う。

一方、ホームヘルパーに聞くと「家族

1人分程度ならカレーライス1人前も2人前も同じ手間」と、現場の知恵で対応する例が多いようだ。

そんな中で公正取引委員会は「保険内と保険外を組み合わせ同時一体的な提供」を求め、さらに「サービスの質に応じた料金設定」として指名料の徴収を提案した。

食事や掃除や洗濯を家族の分まで「同時一体的」にやってもらうのは便利そうだが、支払いは人数割で保険請求と自己負担に振り分けるのか。サービスごと、利用日ごとに対象の家族数は変わり請求・支払いは複雑になる。安い保険内負担に家族分負担をツケ回す恐れもある。本人が出来ることをやってもらう自立支援型の援助は家族サービスと同時一体的に行えるのか。保険外サービスを頼まないとホームヘルパー派遣を渋る事業所が出てこないか。

また、特定のホームヘルパー派遣を求める際の「指名料」は是非か。介護保険は「選べる福祉」を掲げ、事業所を自由に選べるが、ホームヘルパーらを名指しで呼ぶのは「パーやキャバレーじゃあるまいし」と一蹴された(橋本泰子・当時の医療保険福祉審議会・老人福祉部会委員の

発言)。

大方針に棹さす

すでに株式会社等の事業所の57・6%、社会福祉法人の38・0%が保険外サービスを実施する(公取委調査)。確かに市町村により異なる併用ルールを明確化する必要がある。だが、都市部では民間家事援助が普及しつつあり、保険内サービス

利用したことがある・利用したい保険外サービス	
特になし	43.4%
限度額を超えて利用するサービス	18.7%
訪問理容・美容	16.5%
見守り・安否確認・緊急通報	15.4%
通院時の待ち時間の付き添い・待機	13.7%
移送・移動を伴う付き添い(旅行を含む)	13.0%
配食・共食・季節ごとの手間をかけた調理	12.1%
買い物代行	10.3%
訪問介護で「通院等の目的」以外の乗車・降車の介助	10.0%
訪問介護員の指名など付加価値を加える	7.4%
家具等の移動・修繕、大掃除、家屋修理、ペンキ塗り	5.9%
草むしり、花木の水やり、犬の散歩など	4.4%

公正取引委員会調査(回答931人、複数回答可、「その他」は略)

スで満足できない際はそれを使えば済むではないか。

ホームヘルパーの指名を望む声は公取委の調査で7・4%に過ぎない(図参照)。指名料という副収入が格段に増えるとは思えない。豊島区では訪問看護師の指名料も導入する構えだが、人気商売のような報酬にならないか、是非は分かれる。

最大の疑問点は、地域包括ケア体制との関係である。

保険外サービスの対象は、調理や清掃を初め、配食、通院介助、買い物代行、庭の草むしりやゴミ出しなどだ。この種の支援を社会福祉協議会、社会福祉法人、自治会、NPO、ボランティア等が担っている事例は多い。

政府・厚労省は、地域包括ケア体制の構築によって、様々な生活支援を地域ぐるみの「互助」で実現しよう、呼びかける。その大方針と「混合介護の弾力化」は逆の流れに思える。

■宮武 剛(みやたけ こと)

毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学 大学院の教授を経て、財団法人・日本リハビリテーション振興会理事長、財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉フォーラムジャパン」会長も務める。